

光市立三井小学校いじめ防止学校基本方針

1 基本の方針

学校及び学校の設置者は、連携・協働して、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の早期対応等に当たる。

(1) いじめに対する基本認識

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち、いじめの未然防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることをめざして進めることが重要である。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置されることがないよう、いじめの未然防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるよう留意する必要がある。

さらに、いじめの未然防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域、関係機関等の連携と協働により、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる
- ② いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、絶対に守り通す
- ③ いじめを行った児童生徒に対しては、毅然と対応し、粘り強く指導する
- ④ 家庭との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携・協働に努める

(2) いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法)

※ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

(3) 具体的ないじめの態様

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる

- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえたうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(4) いじめの理解

いじめは、どの児童生徒にもどの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験している場合が多い。たとえ、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、「暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）」について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるように留意することが必要である。

2 本校が実施する具体的指導内容

(1) 学校における組織的な指導体制の確立

① 組織的な指導体制

いじめ対策委員会を組織し、いじめ対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。委員の構成は、校長、教頭、教務、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとする。なお、必要に応じて、関係機関、及び校長が指名する者を加えることができる。

② 校内研修の充実

計画的な校内研修については、少なくとも月1回以上の生徒指導関係委員会（校内支援委員会、サポート委員会、生徒指導部会、事例研究会等）を開催しながら情報交換による研修を重ねていく。また、年1回、夏季休業中の研修として生徒指導研修を位置づけ、いじめ防止にかかわる研修を深めていく。

③ 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

④ 学校評価と教職員評価

学校評価及び教職員評価において、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組み等が評価されるよう、留意する。

⑤ 地域や家庭との連携について

「学校基本方針」等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

学校運営協議会を中心として情報交換を進め、単なる情報提供による一方通行型から双方向型のネットワークづくりを進める。

(2) 学校における生徒指導体制

いじめ問題を根本的に解消するためには、児童生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなど、積極的・開発的な生徒指導の推進が求められる。そのためには、いじめの未然防止から対応に至るまで効果的に機能する指導体制（組織）の構築を図る。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめ防止対策推進法)

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(いじめ防止対策推進法)

学級担任だけでなく、生徒指導主任、学年主任、教務主任、保健主任はもとより、教育相談担当教員、人権教育担当教員、養護教諭、学校栄養職員、学校事務職員など、すべての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から学校生活全般の様子をきめ細かく把握するよう努める。

(3) いじめの未然防止に向けて

① 基本的考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという視点から、児童生徒一人ひとりが大切にされる集団づくりと、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に向け、すべての教職員が取り組む必要がある。

未然防止の基本は、児童生徒が友達や教職員との信頼関係の中で、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる授業づくりや集団づくり、学校づくりを進めていくことである。児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いを認め合う人間関係・学校風土を児童生徒自らが創ろうとする意欲が高まる。

そのためにも、児童生徒が関わるすべての人間関係を見直し、学校経営をはじめ、学級経営、授業経営において、信頼関係を基盤とした教育活動が展開できるよう努めなければならない。

また、未然防止に向け、日常の児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うか、どのような新たな取組みを行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組みを継続することが大切になる。

② いじめの未然防止のための措置

- ア いじめについての共通理解
- イ いじめに向かわない態度・能力の育成
- ウ いじめが生まれる背景と指導上の留意点
- エ 自己有用感や自己肯定感を育む
- オ 児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む

③ 教育活動におけるいじめの未然防止の内容

教育活動のすべての場面において、児童生徒に個や集団の在り方や豊かに生きるとはどのようなことなのかについて考えさせながら、また、さまざまな体験活動を通して、魅力を感じることができる楽しい学校の創造をめざす。

ア 教科

- 授業に対する教師の構え
- お互いに認め合ったり支え合ったりする授業の雰囲気づくり

イ 道徳

- 人権意識を高め、人権感覚を磨く場
- 「いじめ」にかかわる資料

ウ 特別活動

- 児童生徒の主体的な取組みの充実・・・【光市共通重点実施活動2】
- 集団活動や体験活動の推進
- 部活動（クラブ活動）における、よりよい人間関係づくり

エ 情報モラル教育

オ 自殺予防教育

カ 教育相談・・・【光市共通重点実施活動1】

- 教育相談を生かした「温かい学級」づくり
- 教育相談における教職員の姿勢

- ・ 相手の話の内容を十分にわかるまでよく聴く
 - ・ 相手を勇気づける肯定的な対応を心掛ける
 - ・ 支持的・受容的な、温かい対応
 - ・ 成長へ向かう潜在力
- 定期的な教育相談の実施

【光市共通重点実施活動1】

児童生徒のいじめ問題の早期発見を可能とするため、週一回のアンケート調査を実施する。

いじめに限らず、学校生活に不安や不満を抱えている児童生徒を的確に把握することで、即座に呼び出し相談を実施し、不安や不満の解決を図る過程において、いじめやいじめに発展する可能性のある事案を早期に発見し、防止・解決へつなげることができる。

そして、その結果を管理職に報告するとともに、教職員が情報の共有化を図ることで、学校全体でのいじめ問題の防止・解決に向けた取組みにつなげていく。

【光市共通重点実施活動2】

児童生徒のいじめ問題の防止・解決に向けた主体的な取組みとして、年度当初の学級活動において、いじめ問題を取り上げ、児童生徒一人ひとりが行動目標を設定し、その目標を公表して実践行動化して取り組む。

具体的な行動目標については、発達段階に応じて、人間関係を円滑にさせるための実践項目（思いやり等）としたり、いじめ問題に直接的に関わる実践項目にしたりするなど創意工夫する。

中間評価・振り返りの場を設定するとともに、年度末にも振り返りを行うことで次年度へとつなげ、継続していく。

(4) いじめの早期発見に向けて

① 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識しておかなければならない。たとえ、ささいな兆候であっても、まずは、いじめではないかという視点から、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知するよう努める。

児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報の共有を図る。

指導に困難を抱える学級等では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう児童生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

② いじめの認知

【レベル1】 日常衝突としてのいじめ

【レベル2】 教育課題としてのいじめ

【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

また、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。

③ いじめの早期発見のための措置

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。

ア 週1回(木曜日)の学校生活アンケート

イ 年1回(9月)の保護者アンケート

ウ 年3回(6月、10月、2月)の定期的教育相談

学校生活アンケートの基本的な内容 (毎週木曜日に実施)
「はい」・「いいえ」で回答
・困っていることや心配なことはありますか。
・周りの友達で困っている人はいますか。
↓
○「はい」に回答した児童
・個人面談を行い、児童の思いを詳しく聞く。
・場合によっては家庭と連絡を取り、状況を共通理解する。
・全教職員でアンケートの回答と担任の対応を共通理解する。

④ 教育活動におけるいじめの早期発見の手立て

何よりも大切なことは、いじめを受けた児童生徒に対して、全教職員が必ず守り通すという毅然とした姿勢を日頃から示すことである。

単に明るく愉快的な雰囲気だけでなく、児童生徒との信頼関係に基づき、正義感、人権尊重、思いやりの心などを学校全体に行き渡らせようとして指導の徹底を図る。

ア いじめられている子どものサイン

いじめの早期発見チェックポイント	
登校時から始業時	<input type="checkbox"/> 朝早く登校したり、遅く登校したりする。
	<input type="checkbox"/> いつも一人で登校するか、友達と登校していても表情が暗い。
	<input type="checkbox"/> 自分からあいさつしようとせず、友達からのあいさつや言葉かけもない。
	<input type="checkbox"/> 元気がなく、顔色がすぐれない。
	<input type="checkbox"/> 健康観察で、頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
	<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立ってくる。

教科等の時間	<input type="checkbox"/> 宿題、学用品等の忘れ物が多くなってくる。 <input type="checkbox"/> 教科書、ノートなどに落書きされ、汚されている。 <input type="checkbox"/> 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。 <input type="checkbox"/> 教室に入れず、保健室や職員室などに来て時間を過ごす。 <input type="checkbox"/> 身体の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。 <input type="checkbox"/> うつむきかげんで発言しなくなる。 <input type="checkbox"/> 発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。 <input type="checkbox"/> 教師がほめると、まわりの子があざけ笑ったり、しらけたりする。 <input type="checkbox"/> グループ（班）学習等で、取り残される。 <input type="checkbox"/> 学習意欲がなくなり、成績が低下する。 <input type="checkbox"/> 配布したプリントなどが渡っていない。
休み時間	<input type="checkbox"/> 仲のよかったグループからはずされ、一人ポツンとしている。 <input type="checkbox"/> 遊びの中で笑い者にされたり、からかわれたり、命令されたりしている。 <input type="checkbox"/> 遊びの中でいつもいやな役をやらされている。 <input type="checkbox"/> 遊びで使った道具等の後始末をいつもさせられている。 <input type="checkbox"/> まわりの友達に異常なほど気遣いをしている。 <input type="checkbox"/> 保健室への出入りが多くなり、教室へ戻りたがらない。 <input type="checkbox"/> 用事がないのに職員室の近くによく来る。 <input type="checkbox"/> 教師にべたべた寄ってきたり、触れるようにして話したりする。
昼食時間	<input type="checkbox"/> 会食する時、机が微妙に離され、一人寂しく食べている。 <input type="checkbox"/> 給食のメニューによって異常に盛りつけられたり、量を減らされたりする。 <input type="checkbox"/> よく腹痛や吐き気を訴え、給食を残す。 <input type="checkbox"/> 食事を片付けさせられたり、食器等の返却で、一番重いものや汚れたものを持たされたりする。
清掃時間	<input type="checkbox"/> いつもみんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。 <input type="checkbox"/> 一人で掃除や後片付けをしていることが多い。 <input type="checkbox"/> 清掃活動をじゃまされる。 <input type="checkbox"/> 清掃後、衣服がひどく汚れていたり、ぬれていたりする。
下校時	<input type="checkbox"/> 下校時、いつも友達の前物を持たされている。 <input type="checkbox"/> 下校時、不安そうな表情が見られる。 <input type="checkbox"/> いつまでも教室に残っていたり、一人で急いで下校しようしたりする。
その他	<input type="checkbox"/> 集団行動や学校行事に参加することを渋る。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れやけがなどが見られ、隠そうとする。 <input type="checkbox"/> 日記やノート等に、不安や悩みの陰りを感じる表現が見られる。 <input type="checkbox"/> 使い走りさせられるなど、他人の言いなりになっている。 <input type="checkbox"/> ふざけた雰囲気の中で、係、委員、役などに選ばれる。

(5) いじめの早期対応に向けて

① 基本的考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童生徒を指導しなければならない。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関等と連携し、対応に当たる。

② いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせて、指導する。いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつことが必要である。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することが大切になる。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(いじめ防止対策推進法)

※ 「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

○ 児童生徒が自殺を企図した場合

○ 身体に重大な傷害を負った場合

○ 金品等に重大な被害を被った場合

○ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義¹⁹を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(6) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(7) 家庭や地域との連携・協働

学校だけでいじめ問題を解決することに固執することなく、家庭や地域との密接な連携のもとに、協働して解決を図る。また、PTA や地域の関係団体等とともに協議する機会を設け、情報交換や協力の要請を行い、さらに、学校を家庭や地域に開かれたものにしていくことが必要である。

そして、家庭や地域等から寄せられるいじめやこれに関連すると思われる情報に対し、誠意のある対応に努める。

① 目的

いじめ問題の未然防止と早期発見・対応に向け、家庭や地域等と一体となった取組みを進める。

② 家庭との連携

ア 意識の向上

「学校と家庭でいじめに対する認識のずれが見られる」というアンケート結果があることから、日頃から、学校の取組みを機会あるごとに家庭にアピールし、いじめに対する認識を深めながら、協働して取り組むことが必要である。

イ 信頼関係づくり

いじめは保護者からの訴えから認知するケースがあることや、把握したいじめを解決していくためにも、心の痛みを共有しながら、保護者との連携や信頼関係の醸成に努めていくことが重要である。

③ 地域との連携

日頃から地域に児童生徒の実態を正確に知らせ、いじめ問題に対する関心を高めるための啓発に努める。児童生徒に痛みがわかる心、正義を愛する心などの思いやりの心を育むための環境づくりは、地域の協力が不可欠である。

ア 交流の場づくり

開かれた学校づくりに一層努め、いじめの重大性を啓発するとともに、学校生活の状況や児童生徒同士の人間関係に関する課題など、機会をとらえて地域に情報を提供する。

④ 啓発活動の推進

- 相談窓口の周知徹底
- 情報モラルの啓発
- 広報誌やリーフレットによる情報提供
- 地域との連携・協働体制の構築

(8) 関係機関との連携・協働

いじめの未然防止と早期解決に向け、教育相談機関等の関係機関（教育委員会、教育研修所、児童相談所、主任児童委員、人権擁護委員等）との積極的な連携協力を図る。

特に深刻、重大な事案については、あくまでも学校の主体性を維持しながら、警察と連携して対応することも必要である。

① 目的

内容に応じて、関係機関と連携を図り、未然防止と迅速な早期発見・対応を図る。

② 具体的な取組み

ア 警察との連携

- 生徒指導担当者と少年安全サポーターとの連携
- 学校・警察児童生徒健全育成推進制度に基づく連携
- 学校警察連絡協議会での情報交換・共有

イ 福祉部局、児童相談所等との連携

- サポート会議等の開催

ウ いじめ防止活動に関する連携

③ 今後の連携強化

ア 警察との連携

- いじめを想定した会議の開催や緊急時の対応の強化
- 情報モラル講習会の実施

イ 福祉部局、児童相談所等との連携

ウ 法務局との連携

- 人権擁護委員と連携した啓発活動

いじめ情報の把握



初期対応

- 初期体制の確立
 - ・対応チームの編成・・・教頭、生徒指導主任、関係教員（場合によっては、教育相談担当、養護教諭）
 - ・初期対応の方針の決定・・・役割分担
- 実態把握
 - ・当事者双方からの聴き取り
 - ・周りの児童からの聴き取り
 - ・聴き取りの結果から、事実を時系列で把握
- いじめ防止委員会の招集・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー
 - ・市教委に報告（場合によっては警察へ通報）し、今後の対応方針を決定



具体的指導

- 中・長期指導体制の確立
 - ・全教職員への周知
 - ・該当児童、学級、学年、全校への指導
 - ・必要に応じて、教育委員会、警察等の関係機関、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職、民生委員、児童委員等との連携

いじめられた児童（被害者）

- ・心の痛みや苦しみを共感的理解する。
- ・必要に応じて、別室で授業する。
- ・「あなたのことを守る」という気持ちを伝え、不安を取り除く。

いじめた児童（加害者）

- ・「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で接する。
- ・相手の気持ちを考えさせる。
- ・話を聞き、いじめの背景をくみ取る。

周りの児童（観衆・傍観者）

- ・「いじめたことと同じである」ことを指導する。
- ・いじめられた児童の気持ちを考えさせる。

直接関わっていない児童

- ・いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。
- ・困ったときの相談窓口を徹底する。
- ・いじめを見たときの対応を指導する。



保護者との連携

- ・被害児童保護者へ事実関係を複数で報告する。
- ・被害児童保護者へ支援する。
- ・加害児童保護者へ助言する。

事後の対応

- ・継続的な指導、支援体制を確認する。
- ・場合によっては、保護者説明会を開催する。
- ・いじめを受けた児童等が、安心して教育を受けられるように支援する。